

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの企業価値向上に資すべき良き企業文化は今後も維持しつつ、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、会社の意思決定の透明性・健全性を確保し、迅速・適切な意思決定により、持続的な成長と中長期的な企業価値を実現する。

また、当社のコーポレート・ガバナンスの基礎となる企業文化を以下に記載します。

我が国が世界で生き残るには、人類にとって未知未踏の領域を追及することで新しい知識を得て、新しい産業を生み出すことが重要である。新しく産業を創造するためには、人類にとって未知未踏の分野は無限にあることを認識しなければならない。

そして、社員一人ひとりが自分にしかできないことを見つけ出し、当社が取り組む光産業創成に向けての知識、ニーズ、競争力のある技術の開発を行うとともに、何が真に正しいかを全身全霊で求める姿勢が必要である。

更に、新しい産業を興すために社外関係者（ステークホルダー）へ、その重要性を十分説明して正しく理解していただく必要がある。

企業は従業員の行動に基づき行われるものである。一人ひとりが責任・職務・認識を持って、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達により未知未踏の領域を追及するとともに、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守することは勿論のこと、社会の一員として真に正しい行動をする企業風土を醸成しなければならない。また、暴力団、暴力団関係企業、総会屋など暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求し、または社会秩序や社会の安全に脅威を与える集団又は個人等とは一切の関係を拒絶し、毅然とした態度で対応することが必要である。当社は、一人ひとりの社員がこのような明確で高い意識を持つことにより、健全で信頼される企業として成長・発展しなければならない。

当社は、こうした一人ひとりの社員の高い倫理観の維持と光技術を通して新しい産業を創成することにより、社会、人類に貢献することを目指す。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役候補者の決定に先立ち、独立社外取締役に意見を求め、適切な助言を得ております。このため、コードが求める「諮問委員会」は設置していませんが、引き続き取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(1) 政策保有株式に関する基本方針

政策保有株式については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、事業上の有益性と資本コストも踏まえたリスクを適時、適切に判断し、最小限の範囲で保有するという方針としております。

主要な政策保有株式については毎年、中長期的な経済合理性や将来の見通しを取締役に検証し、保有の意義・合理性を議論した上で保有もしくは売却等の方針を決定しています。

(2) 議決権行使に関する基本方針

政策保有株式の議決権行使に際しましては、経営方針・戦略及び議案の内容を十分検討した上で、当該企業の企業価値向上、株主利益の向上に資するものか等の視点に立って判断しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者（当社役員個人又は当社役員が代表者となっている他法人等）との利益相反取引につきましては、会社法の規定に則り、取締役会における承認と報告を行っております。また、その取引条件も他の利害関係を有さない取引先と同様になるようにしており、適正な取引を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は経理に関する知見を有する者を含めた年金資産運用委員会を年2回（必要に応じて別途臨時で開催）開催して運用状況を確認しております。運用に関する専門性向上のための社内外関係者間の情報連携を行っています。

また、確定拠出企業年金も導入しており、運営管理機関と定期的な情報共有を行い、従業員に対する教育を計画・実施しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 光は様々な産業を支える基盤技術となっており、その市場は今後もグローバルな規模で拡大すると認識しております。当社は、光産業の拡大や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、中長期的なビジョンのもと、成長に向けた積極的な研究開発投資や設備投資を行うことで、持続的かつ安定的な高収益体制の構築を目指します。刻一刻と変化する経営環境において、機動的に中長期的投資が可能となるよう、手元資金も厚く維持したいと考えております。

また、当社は、人・技術・知識が経営の基盤であると考えており、現場主義による積み上げ式の取組を基本としております。

中長期の計画につきましても、市場や技術に対する知識の豊富な各現場による積み上げによるローリング方式により、常に先三カ年の計画とこれに即した年度計画を策定して、その実現（特に利益）に向けた市場開拓、製品開発などの対応を進めております。

(2) 当社は、当社の企業価値向上に資すべき良き企業文化は今後も維持しつつ、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の意思決定の透明性・健全性を確保し、迅速・適切な意思決定により持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 当社にとっては人・技術・知識が経営の基盤であり、現場主義に基づいた中長期的な開発・研究への取組が基本になります。このため、取締役に対しても短期的ではなく中長期的な視点での成果を求めており、報酬に関しましても固定報酬を基本とすることが適切であると考えております。一方で、取締役は株主の皆様の付託に応える義務があることを踏まえ、取締役による長期安定的な株式保有を促進することで株主の皆様と

同じ目線に立ち持続的な企業価値の向上に資することを目的として、報酬の一部に、2020年1月より株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を導入することとしました。なお、固定報酬及び株式報酬ともに、その具体的な内容は取締役会にて決定しております。

(4) 当社はこれまでの業績・実績、見識、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を取締役会において行っております。中長期的な観点に基づく経営が基盤となりますので、具体的には、現場から、経営幹部、取締役候補者を推薦し、これら候補者を取りまとめて決定するようにしております。監査役については、それまでの経歴・実績・見識などを総合的に勘案し、監査役会の同意を得て、監査役候補者としております。

(5) 取締役・監査役候補者とした理由につきましては、株主総会の招集通知に記載しております。

〔補充原則4-1①〕

当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項及び経営の基本方針や重要な業務執行の決定等について、取締役会規則において具体的に取締役会の決議事項と定め、これ以外の事項にかかる意思決定は、職務権限規定・職務分担表において権限の委譲と責任体制を明確にしております。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準等を踏まえて、社外取締役を選任しております。

〔補充原則4-11①〕

当社は、2020年12月より執行役員制度を導入しました。これに伴い取締役の員数を減らしましたが、当社は各事業セグメントにおける知識、経験、能力のバランスをふまえて、これまでの業績・実績、見識、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい取締役・監査役候補の指名を取締役会においてしております。

〔補充原則4-11②〕

当社の取締役及び監査役は、自身の取締役又は監査役としての職責を果たすため、他の上場会社の役員を兼務する場合の数は合理的な範囲になるようにしております。

また、兼任状況につきましては事業報告等で開示しております。

〔補充原則4-11③〕

取締役会は毎月一回以上開催しており、取締役会規則及び職務権限規定に基づき重要事項の報告及び決議をしております。また、活発な議論を行うため、協議事項も導入しています。

なお、2016年9月以降毎年一回取締役及び監査役による当社取締役会の評価アンケートを実施しております。また、客観性、透明性を高めるため、2020年には第三者機関による評価を実施いたしました。なお、アンケート結果は取締役会に報告するとともに、アンケート結果を踏まえて、必要に応じて取締役会の実効性の向上に向けた改善を行っております。

〔補充原則4-14②〕

当社では、取締役及び監査役に求められる役割と責任を果たすことのできる者を選任しております。その上で、社内者につきましては、当社の方針・事業内容を理解しマネジメント能力のある適任者を任命しており、社外者につきましては、折にふれて会社の歴史、事業概要、経営理念などを説明することで、中長期的な方向性の共有に努めております。

さらに、各取締役及び監査役が各種トレーニングを行なうことを奨励しており、その機会の提供・斡旋やその費用の支援をしております。

なお、新任者につきましては、本コードにおける要求事項など、取締役・監査役として求められる職責等については、就任時に情報を提供しております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

対話申込みに対しては、当社の企業価値向上に資すると判断する場合には積極的に対応しています。個別に対応できない場合においては、スモールミーティングの案内など、費用対効果も考慮して、適宜適切な方法で対話してまいります。

(1) 株主との建設的な対話を統括する取締役／執行役員を指定するとともに、実際の面談には当該取締役／執行役員を始めとした幹部社員が対応することを基本としております。

(2) IR支援室を中心に、担当取締役の統括の下、関連部門が連携して対応いたします。

(3) 中間および本決算時の決算説明会と個人投資家向け説明会を適宜開催しています。

(4) 対話により把握した意見等は、適宜代表取締役を始めとした経営陣に報告しております。

(5) インサイダー情報には十分注意をした上でIRを実施しております。なお、各四半期決算日翌日から決算発表日までは「沈黙期間」としてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,871,600	9.59
トヨタ自動車株式会社	8,400,000	5.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,617,800	4.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	4,672,600	3.01
浜松ホトニクス従業員持株会	4,453,261	2.87
ジェービー モルガン チェース バンク 385632(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,878,952	2.50
野村信託銀行株式会社(信託口)	3,734,200	2.41
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	3,126,301	2.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	2,990,100	1.93
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,195,387	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は、2020年9月30日現在におけるものであります。
- 当社は、2020年9月30日現在自己株式を9,945,372株保有しておりますが、大株主の状況には含めておりません。
- ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者6社から、2018年6月6日付（報告義務発生日2018年5月31日）の大量保有報告書（特例対象株券等）が提出され、2018年5月31日現在で、それぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（特例対象株券等）の内容は以下のとおりであります。

- 氏名又は名称 ブラックロック・ジャパン株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
保有株券等の数（千株） 2,310
株券等保有割合（％） 1.40
- 氏名又は名称 ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
住所 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
保有株券等の数（千株） 172
株券等保有割合（％） 0.10
- 氏名又は名称 ブラックロック・ライフ・リミテッド
住所 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
保有株券等の数（千株） 190
株券等保有割合（％） 0.12
- 氏名又は名称 ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
住所 アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス
保有株券等の数（千株） 709
株券等保有割合（％） 0.43
- 氏名又は名称 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
住所 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
保有株券等の数（千株） 2,455
株券等保有割合（％） 1.49
- 氏名又は名称 ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ
住所 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
保有株券等の数（千株） 2,277
株券等保有割合（％） 1.38
- 氏名又は名称 ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド
住所 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
保有株券等の数（千株） 443
株券等保有割合（％） 0.27

- キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者4社から、2019年11月8日付（報告義務発生日2019年10月31日）の大量保有報告書（変更報告書、特例対象株券等）が提出され、2019年10月31日現在で、それぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

- 氏名又は名称 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー
住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンゼルス、サウスホープ・ストリート333
保有株券等の数（千株） 2,881
株券等保有割合（％） 1.75
- 氏名又は名称 キャピタル・インターナショナル・インク
住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンゼルス、サンタ・モニカ通り 11100、15階
保有株券等の数（千株） 4,077
株券等保有割合（％） 2.47
- 氏名又は名称 キャピタル・インターナショナル株式会社
住所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階
保有株券等の数（千株） 2,216
株券等保有割合（％） 1.34
- 氏名又は名称 キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
住所 スイス国、ジュネーブ1201、プラス・デ・ベルグ3
保有株券等の数（千株） 264
株券等保有割合（％） 0.16
- 氏名又は名称 キャピタル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州92618、アーバイン、アーバイン・センター・ドライブ 6455
保有株券等の数（千株） 1,753
株券等保有割合（％） 1.06

- ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びその共同保有者1社から、2020年2月21日付（報告義務発生日2020年2月14日）の大量保有報告書（変更報告書、特例対象株券等）が提出され、2020年2月14日現在で、それぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

- (1) 氏名又は名称 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー7階
保有株券等の数(千株) 950
株券等保有割合(%) 0.58
- (2) 氏名又は名称 ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ, インク
住所 米国メリーランド州、21202、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート 100
保有株券等の数(千株) 9,461
株券等保有割合(%) 5.73

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小館香椎子	学者											○
鯉淵健	他の会社の出身者								○			
栗原和枝	学者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小館香椎子	○	当社製品の販売先である日本女子大学の名誉教授を務めております。当社と日本女子大学との間で特別な利害関係等はありません。	大学教授としての長年の実績と情報フォトリクスなどの分野における豊富な専門知識を有していることに加えて、企業経営者としての経験も有しております。これらの幅広い経験と多様な見識を当社の経営に活かし、独立した立場からの確かな助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
鯉淵健	○	当社製品の販売先であるトヨタ自動車株式会社の先進技術開発カンパニー先進安全領域統括部長を務めております。当社とトヨタ自動車株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は僅少であることから、独立性は確保されるものと判断しております。	グローバル企業であるトヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて有している豊富な知識、経験に基づき的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化するため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
栗原和枝	○	当社製品の販売先である東北大学の名誉教授を務めております。当社と東北大学との間で特別な利害関係等はありません。	大学教授としての長年の実績があり、科学技術の分野における豊富な専門知識を有しております。また、産学連携を通じた民間企業との協働実績も多く、その豊富な知識、経験に基づき独立した立場からの確かな助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

2020年9月期は、会計監査人との間で、監査計画、監査報告及び監査状況等を中心とした情報交換会議を当事業年度に14回開催すること、監査効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榎祐治	他の会社の出身者										△			
倉内宗夫	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横祐治	○	当社製品の販売先であるトヨタ自動車株式会社の嘱託を務めております。当社とトヨタ自動車株式会社との間には電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模が僅少であることから、独立性は確保されるものと判断しております。	トヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて豊富な業務経験と知見を有しており、これらの見識、経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
倉内宗夫	○	当社の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の常務執行役員及び専務執行役員を歴任しており、現在、当社は株式会社三菱UFJ銀行に対して借入金があります。ただし、同氏は株式会社三菱東京UFJ銀行の専務執行役員を2014年6月に退任しており、当社の同行に対する借入金も僅少であることから、独立性は確保されるものと判断しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただきたいため選任しております。なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全てを独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は取締役の報酬の一部に、2020年1月より株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を導入することとしました。これにより、取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることができるものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く) 11名 419百万円(固定報酬347百万円、譲渡制限付株式報酬71百万円)
 監査役(社外監査役を除く) 2名 38百万円(固定報酬38百万円)
 社外役員 4名 23百万円(固定報酬23百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の報酬は社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役会における協議により決定しております。

当社は、未知未踏領域を追究し、光技術を用いた新しい産業を創造し、世界一のもの作りを目指すことで、企業価値を向上させるとともに科学技術の発展に寄与したいと考えております。しかし、当社が関わる「光」の本質はごく一部しか解明されておらず、未だ解き明かされていない領域を探索し、そこから生まれる新しい知識に基づいた応用の可能性を目指すことを役職員に求めています。以上のような考えに基づき、当社は取締役にに対し短期的ではなく中長期的視点での成果を求めており、報酬に関しましても固定報酬を基本とすることが適切であると考えております。一方で、取締役は株主の皆様の付託に応える義務があることを踏まえ、取締役による長期安定的な株式保有を促進することで株主の皆様と同じ目線に立ち持続的な企業価値の向上に資することを目的として、2020年1月より株式報酬(譲渡制限付株式報酬)を導入することとしました。

これらにより、当社の取締役(社外取締役及は除く)への報酬は、固定報酬及び株式報酬による構成となります。取締役の報酬額は、役位に応じて定められた固定報酬月額を社外取締役を含む取締役会にて決定し支給いたします。また、株式報酬は取締役報酬総額の概ね15%となるよう割合を定めております。なお、社外取締役及び監査役に対する報酬は、固定報酬のみの支給となります。

当社の取締役の報酬限度額は、2017年12月22日開催の定時株主総会決議により、月額55百万円以内(うち社外取締役3百万円以内)と定められております。また、2019年12月20日開催の定時株主総会に決議により、当社の取締役に對して新たに譲渡制限付株式報酬が導入され、月額200百万円以内と定められております。なお、監査役の報酬限度額は、2012年12月20日開催の定時株主総会決議により、月額6百万円以内と定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達体制を確立するため、担当窓口を明確にするとともに、取締役会等重要な会議の年間予定の事前開示、取締役会資料(決議事項)の事前送付を行うほか、適宜必要な情報の提供と説明の機会を設けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

相談役・顧問等の制度はありますが、現在のところ、元代表取締役社長等を退任した者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しております。当社は社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経営監督機能の充実を図っております。さらに、当社は執行役員会を設置し、経営の意思決定及び監督機能としての取締役会と、業務執行機能を分離することで経営の意思決定の迅速化・効率化及び監督機能の強化を図っております。

① 取締役及び取締役会

取締役会は、毎月1回の定例開催と機動的な臨時開催を行い、経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定をするほか、執行役員からの報告を受け、執行役員の業務執行状況を監督しております。

② 監査役、監査役会及び内部監査体制

当社は監査役制度を採用しており、監査役会(2020年9月期は7回開催)は、提出日現在監査役4名のうち2名を社外監査役とした監査体制としております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び実施計画に従い、毎月開催される取締役会及び社内の重要な会議に出席して経営の執行状況を把握するほか、経営執行部門から業務執行状況を聴取することで、取締役の職務執行の監査を行っております。また、会計監査人とは、定期的に、あるいは必要に応じて随時会合(2020年9月期は14回開催)を持つことで、情報交換を実施しております。

内部監査につきましては、各部門、グループ各社の業務プロセス及び業務全般について、法令並びに社内規定に則り適正かつ効率的に行われていることを監査する目的で、内部監査部門（1名）を設置しております。内部監査部門は社長が承認した年間計画に基づき、必要に応じて常勤監査役並びに会計監査人と意見交換を行うことで、監査効率の向上に努めております。その監査結果については、社長及び執行役員会並びに関係部門に報告を行っております。

③執行役員及び執行役員会

当社は執行役員制度を採用しており、執行役員会は、執行役員会規定の下、取締役、監査役及び執行役員等が出席する執行役員会を定例的に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、役員及び幹部社員における情報の共有化を図っております。また、業務執行の決定は執行役員会に最大限委任することにより、スピード感のある企業経営を実現する体制を構築しております。さらに、その他諸会議を通じて、その他の社員に対する情報の伝達等も行っております。

④社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会における意見表明並びに他の取締役との情報交換、意見交換等を通じて、経営の監督機能の強化を図っております。

社外監査役は、監査役会において他の監査役並びに内部統制監査部門による監査の内容の説明及び報告を受けております。会計監査人からは監査方針の説明及び監査結果について報告を受けるなど相互に連携を図っております。これら以外にも随時、情報交換や意見交換等を通じて監督機能の強化を図っております。

また、監査役会から社外取締役に対して、取締役会議案に対する事前のコメント送付を行っており、これらの意見交換等を通じて経営に対するさらなる監督機能の強化を図っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は従来からの監査役制度をベースに、光技術を通して新しい産業を創成することにより、社会、人類に貢献するという高い志とともに社員一人ひとりが高い倫理観を維持することで、経営の健全性、遵法性、透明性を継続して確保する体制が実現できると考えているため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年9月期定時株主総会においては、12月18日の株主総会に対し、招集通知を11月26日に発送しており、定時株主総会開催日の3週間以上前に発送するとともに、ウェブ上での開示日を11月25日に行うことで、投資家の議決権行使に配慮しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算のため、12月に株主総会を行いますので、元来「集中日」は意識しておりません。また、年末でもあることから、なるべく12月20日前後に株主総会を行うようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	2006年9月期定時株主総会より、議決権行使書の電子化を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年9月期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2010年9月期定時株主総会より、英文招集通知(要約版)を作成して、当社HPに公開するとともに、プラットフォーム経由で、機関投資家に情報提供しております。また、2013年9月期定時株主総会より、英訳の範囲を広げ、事業報告及び連結計算書類を英訳いたしました。さらに、2014年9月期定時株主総会より、単体の計算書類につきましても英訳するなど、現在では和文と概ね同等の情報を英訳して提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等主催の個人投資家向け説明会に参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期に一度開催するほか、機関投資家への個別訪問、スモールミーティング等を随時行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内における海外機関投資家向けカンファレンス、スモールミーティング等に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	定期説明会で配布した資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR支援室を設置し、当該部署を中心にIR活動に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」を策定し、社内周知を行ったうえで、当社HPにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「CSR基本方針」を策定し、当社HPにて公開しております。 当社は「光技術で社会に貢献する」企業として、環境、社会および経済との調和が最も重要な課題と認識し、地球と人すべての生命が最適なバランスで共存する未来に向け、持続可能な社会の実現を目指しております。なお、当社の環境・CSRへの取組につきましては、当社HPにて公開しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔業務の適正を確保するための体制〕

当社の企業経営としての全社的取組基本方針は以下のとおりであり、この基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。

・企業は従業員の行動に基づき行われるものである。従って、人づくりを図り、健全で信頼される会社として成長・発展する体制を構築する。
・一人ひとりが責任・職務・認識をもって、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達、正しい行動をする企業風土を醸成する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 会社の企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方を明確にして全社員に周知を図る。
- (2) 取締役会とは別に、執行役員会を設置して経営の意思決定の迅速化とともに、執行と監督の分離を図る。
- (3) 執行役員会の決議事項を取締役に報告することで取締役会の監督機能の強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役会、執行役員会、その他重要な各会議の議事録を作成して保管する。
- (2) 情報は、IT化を進め、閲覧が容易な状態で保管する。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制 (施行規則第100条第1項第2号)

情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれ責任部署を定め、規定・ガイドラインの作成、研修・教育等を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (施行規則第100条第1項第3号、第4号)

- (1) 取締役会規則のもと、定時取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定をするとともに執行役員からの報告を受けて業務執行状況の監督等を行う。また、執行役員制度により、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ機動的な意思決定を実現する一方で、取締役会の活性化、経営監督機能の強化を図る。
- (2) 執行役員会規定のもと、取締役、執行役員及び監査役が出席する執行役員会を定期的に開催し、取締役会から委譲された事項の検討、決議を行う。加えて、執行役員会に附属する事業推進会議において、部長クラス以上の役職者が出席し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、直接関係者に説明、指示することで、業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、役員及び幹部社員における情報の共有化を図る。さらに、その他諸会議を通じて、その他の社員に対する情報の伝達等を行う。
- (3) 組織規程、業務分掌規定、職務権限規定を整備し、責任と権限を明確にする。
- (4) 予算執行状況及び業績動向を把握するために、予算委員会の設置により、進捗状況とその対応について検討する。
- (5) 従業員の安全衛生、コンプライアンス意識等の向上を図るため、入社時、管理職登用時を始めて、随時教育を行う。
- (6) 内部情報の開示については、正確かつ適時に対応する体制を整える。
- (7) 個人情報の管理については、個人情報管理指針の下に各種ガイドラインを定めて対応する。
- (8) 反社会的勢力排除の基本方針を明確にして、社内に周知徹底する。
- (9) 内部統制監査規定の下、財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

5. 当社グループ(当社及び連結子会社をいう)における業務の適正を確保するための体制

(1) 国内外の連結対象子会社については、原則として各社の自主性を尊重しつつ、統括する責任部署を定める。そして、連結対象子会社の規模や業態をふまえて、以下のような対応をする。

・国内連結対象子会社においては、当社取締役又は幹部社員を子会社の取締役として派遣することで、当社の方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行の監督をする。また、監査役には当社の取締役又は幹部社員を派遣することで、リスクの回避に努める。

・海外連結対象子会社においては、上記に加えて、経営に関する意思統一のために海外連結対象子会社の責任者を集めて報告・協議を定期的に行う。また、必要に応じて担当者を出向させ、もしくは現地に赴いて情報を入手する。

(2) 国内外の連結対象子会社は、当社に対して定期的に業績等の報告をするものとし、当社グループ間における協調を促進するために、必要に応じて連絡会議等を開催して意思の疎通を図るものとする。

(3) 国内外の連結対象子会社におけるリスクについては、当社の責任部署を窓口として、規模や業態に応じてリスク情報の共有、各種規定等の周知・作成、研修・教育等を実施することで対応する。

(4) 連結利益計画は、当社と連結対象子会社との間で情報の共有を図りつつ、これを策定する。

(5) 当社グループにおけるコンプライアンスの向上に向けて、CSR基本方針、企業行動規範について、連結対象子会社への周知を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (施行規則第100条第3項第1号)

監査役が監査を補助すべき人員を求めた場合、当社従業員の中から人数、具備すべき能力等について監査役会の要望を尊重して任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員は、監査役会専任として監査役会の定めた基準に従って行動し、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、業務の執行に係る役職、他部署の使用人を兼務しない。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び従業員(連結対象子会社の取締役、監査役及び使用人等を含む)は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。また、法令もしくは定款に違反する行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役又は監査役会に対して報告を行うものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはいしない。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が会計監査人、内部統制監査部門、内部監査部門、子会社取締役及び監査役、監査補助員等からの適切な報告体制と連携、情報共有をふまえ、業務監査・会計監査等のために実効的な監査活動を行うことを保証する。

参考資料「模式図」・巻末「添付資料」をご覧ください。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

1. 取締役の職務の執行に関して

当社は、取締役会の実効性の維持・向上に資することを目的として、取締役及び監査役の自己評価による取締役会の評価アンケートを継続的に実施しており、この結果をふまえて取締役会の運営方法などを適宜変更しております。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、その中で経営理念を明確にし、従業員だけでなく多くのステークホルダーが知りうるよう当社ホームページ上に開示しております。

取締役及び監査役に対しては、コーポレートガバナンス活動の一環として、役員研修を適宜実施しているほか、今期中におきまして、新任取締役に對して社外セミナーの受講機会を提供いたしました。さらに、現状のビジネス展開やトピックス、中長期的な方向性に関して取締役相互に意見交換する機会を設けました。

また、企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方及びCSR基本方針、企業行動規範について、社内ホームページ及び各種教育を通じて周知しております。当社は2017年に国連グローバル・コンパクトに署名し、国連グローバル・コンパクトが掲げる10の原則を支持することを表明いたしました。今期中におきましては、昨年度に引き続き3年連続で健康経営優良法人2020（大規模法人部門）《ホワイト500》の認定を受けました。全ての社員が仕事と家庭を両立しながら生き生きと長く働き続けることができるような施策を今後も進めてまいります。

一方、執行役員会規定の下、取締役、執行役員及び監査役等の役職者が出席する「執行役員会」を毎週1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、かつ随時課題の報告・検討しております。なお、執行役員会議事録は全て作成・保管しております。

2. 損失の危険の管理に関して

地震等の災害に備えた事業継続計画を策定し訓練などを通じた見直しを継続的に行ってまいります。また、海外出張時におけるリスク管理体制の強化を行っております。その他、情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等に係るリスクについては、各責任部署において教育等を実施しております。

3. 使用人の職務の執行に関して

「執行役員会」を毎週1回開催し、幹部社員に対して、当社グループの経営方針、企業風土との整合性を含めた様々な議論を通じた情報の伝達と取締役会から委譲された重要事項の決議等を行っております。また、定期的に全管理職による会議を開催し、経営サイドからの報告を行うとともに、経営者自らの言葉で情報発信をして情報共有に努めております。

また、研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用防止のため、規定の整備及び教育を進めております。

4. 当社グループにおける業務の適正確保に関して

連結子会社を含めた業務の適正を確保するため、連結子会社を含めた職務権限を明確にし、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び法令順守の徹底を図っております。さらに、連結子会社に役職員を派遣又は出向等させることに加え、国内連結対象子会社においては必要に応じて月次で情報交換を行い、海外連結対象子会社においては責任者を一堂に会したミーティングを実施しております。

また、2018年施行のEU一般データ保護規則（GDPR）につきましては、当社及び連結子会社において適切な管理体制を構築しております。

5. 監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制に関して

監査役による監査の実効性を高めるため、必要に応じて取締役会提出資料の内容について事前に監査役と協議しております。また、社外取締役及び社外監査役による監査・監督の実効性を高めるため、定時取締役会の決議事項に係る資料を事前送付し、必要な情報提供と説明の機会を設けております。さらに、代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査を実施しており、内部監査の結果は、代表取締役社長に適時に報告され、また執行役員会において報告が行われております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団、暴力団関係企業、総会屋など暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または社会秩序や社会の安全に脅威を与える集団又は個人等とは一切の関係を拒絶し、毅然とした態度で対応することが必要である。当社は、一人ひとりの社員がこのような明確で高い意識を持つことにより、健全で信頼される企業として成長・発展しなければならない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

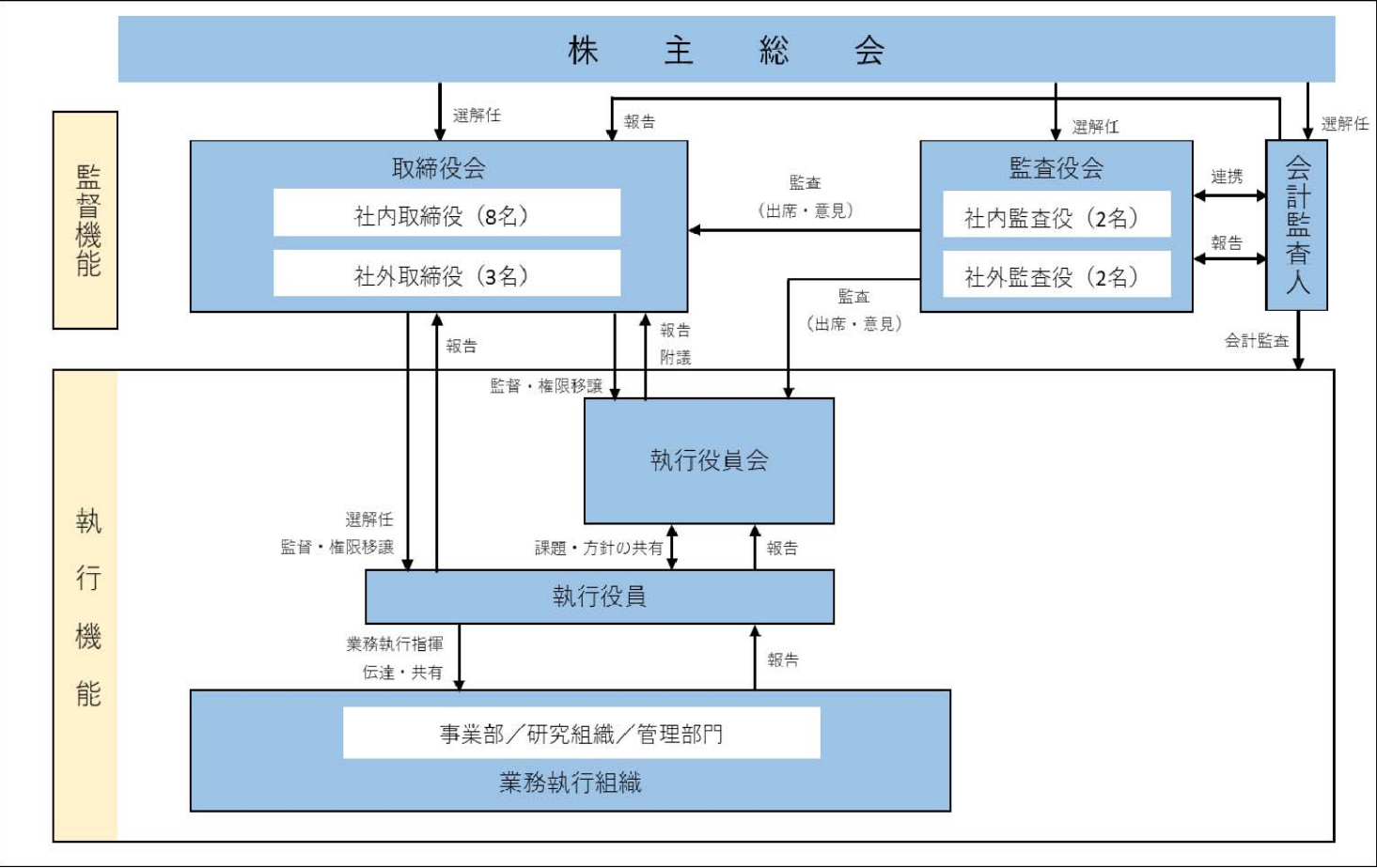
1. 当社は、開示すべき会社情報を遺漏なく、かつ適時に開示するため、各部署と連携をとるとともに、各部署において発生または決定した事項を一元的に把握するための社内体制を整えております。

適時開示規則上の情報取扱責任者として取締役を担当させ、社内規定として「内部情報管理規定」を定め、重要な会社情報の社内管理の徹底を図っております。

参考資料「適時開示に係る社内体制図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 重要な決定事項、重要な発生事項及び業務執行状況に関する情報は、取締役会へ適時に付議、報告されており、適時開示規則に従い、開示が必要となる場合には、遅滞なく行っております。情報開示の要否の審議にあたっては、必要に応じて会計監査人ならびに顧問弁護士によるアドバイス、指導等を受けており、正確かつ公平な会社情報を開示するように努めております。

(添付資料) 模式図



(添付資料) 適時開示に係る社内体制図

